

大井町鳥獣被害防止計画の策定についての意見を募集します

この度、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134条）に基づき、大井町鳥獣被害防止計画（案）がまとまりましたので、これに対する意見を募集します。

1 意見提出方法

意見記入用紙（別紙様式）に氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び所在地）、電話番号及びメールアドレス等を記載し、意見提出期間内に次のいずれかの方法により提出してください。

なお、意見を正確に把握する必要があるため、電話で又は窓口等での口頭による意見は受付できません。

（1）郵送する場合

〒258-8501 大井町金子1995番地
大井町役場 地域振興課 あて

（2）ファックスを利用する場合

FAX 番号 0465-82-3295 地域振興課 あて

（3）メールで送付する場合

E-mail アドレス shinkou@town.oi.kanagawa.jp

（4）直接持参する場合

①大井町役場 庁舎1階 地域振興課

※午前8時30分から午後5時15分（土、日、祝日除く）

※上記以外の時間帯に持参された場合は、庁舎正面玄関横の夜間ポストへ投函してください。

②「意見用紙回収箱」への投函

※生涯学習センター、そうわ会館に設置してあります。

2 意見募集期間

令和4年3月7日（月）から令和4年3月21日（月）まで

※郵送の場合は、当日消印有効。

3 留意事項

- ・提出いただいた意見は、それに対する町の考えを示し、後日公表します。
- ・意見に対しての個別の回答や提出いただいた書類の返却はいたしませんのでご了承ください。
- ・提出いただいた意見の記載内容は、個人情報（氏名、住所、連絡先等）を除き、公開される可能性があることをご承知おきください。

大井町鳥獣被害防止計画（案）に対する意見記入用紙

意見の内容

氏 名

住 所

電話番号

E-mail

◆町外居住の方又は法人もしくは団体等の方は、該当するものにしてください。

町内通学の方 町内通勤の方

町内において事業や活動を行っている個人又は法人、その他の団体

この政策等に利害関係を有する個人又は法人、その他の団体

※別紙に記載する場合は、「別紙に記載」と記入し、意見書を記入した用紙を添付してください。

◆意見提出期間

令和4年3月7日（月）～令和4年3月21日（月）

◆お問い合わせ

〒258-8501 大井町金子 1995 番地

大井町役場 地域振興課 電話 0465-85-5013 FAX 0465-82-3295

E-mail shinkou@town.oi.kanagawa.jp